

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■在宅療養等支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) ○難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	障害者(児)・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) ○難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	障害者(児)・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等で人工呼吸器が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円	10年
酸素ボンベ運搬車(身体障害者のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)(原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの	9,000円	5年
盲人用体重計(身体障害者のみ)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
盲人用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年